

- | | | |
|----|---------|--|
| 六 | 議案第七十一号 | 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 七 | 議案第七十二号 | 昭和五十八年度福生市一般会計補正予算(第二号) |
| 八 | 議案第七十三号 | 昭和五十八年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号) |
| 九 | 議案第七十四号 | 昭和五十八年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第一号) |
| 十 | 議案第七十五号 | 昭和五十八年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業
会計補正予算(第一号) |
| 十一 | 議案第七十六号 | 昭和五十八年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号) |
| 十二 | 議案第七十七号 | 昭和五十八年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号) |
| 十三 | 議案第七十八号 | 市道路線の認定について |
| 十四 | 議案第七十九号 | 福生市立福生第四小学校講堂防音改築工事請負契約 |
| 十五 | 報告第四号 | 専決処分の承認を求めることについて(福生市税賦課徴収条例
の一部を改正する条例) |

陳情第五十八―三号

軍人軍属に係る恩給法の改正に関する陳情書

わが国の情勢はいまや行政改革を焦点としてあらゆる分野で不平等の見直しが行われて
います。

私たち旧軍人軍属は国家の至上命令により祖国のため敢然として戦場に赴き幾多の英霊
とともにあらゆる辛酸をなめ、生命をかけて国民としての義務を全うしてきました。

復員後は敗戦国日本を青春の情熱と若き肉体を捧げ、経済大国福祉国家をつくり上げてき
たのであります。

しかるに戦後四十年にならんとしている今日、すでに老境を迎えた五百数十万に及ぶ戦士
が戦務加算の格差等により恩給欠格者として何一つ報われることなく、その功績と栄光は
過去のこととして葬り去られ、不公平是正の悲痛な叫びも空しく消えようとしているとき、
幸いにも戦後未処遇者問題に関する議員連盟が発足し、その御努力により昭和五十七年度
国家予算に調査検討費として五百万円計上され、総理府に戦後処理問題懇談会が発足しま
した。また同五十八年度国家予算にも計上されております。また昨年五月六日には特別戦
後未処遇者に関する衆議院内閣委員会内に恩給等に関する小委員会が開催され、私たちの代
表が意見陳述するなどいよいよ私達の要望が国会に取り上げられるに至ったのであります。
私たち福生市におきましても全国の同志と糾合し昭和五十七年六月に支部を結成し、現

在三十八名の会員が加入しております。そのほとんどが恩給年限にあと数ヶ月加算されれ
ば受給できるという方ばかりであります。そして大変老齢化しております。

私たちが目標とするところは、公務員は軍歴が受給年限に達しなくとも勤続年数に通算
され完全に補償されますが、民間人はその制度がなくこれを公正に扱うには厚生年金、国
民年金に通算してほしいという恩給法の抜本的改正を含めた官民格差の是正であり、その
理念はきわめて純粋公平なものと考えております。

貴議会におかれましては右主旨を御賢察の上御採択を賜り内閣総理大臣、厚生大臣、自
治大臣、総理府総務長官あて意見書を御提出くだされますよう会員一同を代表し陳情いた
します。

昭和五十八年八月二十九日

陳情者

福生市牛浜三十四番地

全国軍人軍属恩給欠格者連盟

福生市支部長 町田政寿 印

福生市議会議長 田村市郎 殿

陳情第五十八―四号

玉川台町会集会施設建設に関する陳情書

玉川台町会が発足以来十数年を数えておりますが、当町会には御周知のとおり集会施設なるものが皆無であり、青少年非行防止対策、福祉対策、小中PTA活動、町会活動等その他地域活動を行う際、会議の寄りどころとする場がなく個人の家を借用しているのが現状であります。

したがって、個人宅を拝借して会議を実施するにも限度があり、また急を要する事務打ち合せ、拡大会議等を要しても、即刻開けないのが実情であります。

よつて、すべての団体組織地域活動行事に支障を来す結果を生み、このような事態が何年も続いております。地域集会施設の実現については地域住民の十数年来の願望とするところであり、施設実現に深い御理解と特段の御配慮を賜りたく、住民全員の苦衷を御賢察の上、早急に施設建設方お取り計らい願いたく陳情申し上げます。

昭和五十八年八月三十日

陳情者

福生市熊川一四三三一六

玉川台町会集会施設建設委員会

会長 太田 隆 印

福生市議会議長

田村市郎 殿

陳情の趣旨

私たち建設労働者・職人は、自らの健康を守る者として国民健康保険組合を設立し、今日まで十三年間、健全な運営を図るため日夜努力を続けてきました。

市町村国保四千三百万人・国保組合三百万人の被保険者をもつ国民健康保険制度は、わが国医療保険制度の中核として、地域住民の医療の確保と保健の向上に多大な役割を果しています。

しかしながら、長びく不況のなかで保険料負担力の低下に加え、高齢者、低所得者を多く抱える国民健康保険の事業運営は、一段と困難になつてきています。

私たち建設関係国保組合においても、長びく住宅不況・大手住宅資本の進出により、仕事量が落ちこみ、賃金・単価の切り下げなどから倒産・夜逃げ・自殺など、不幸な事態が相次いで起きており、保険料の滞納が増加しています。

しかるに政府は、昭和五十九年度予算編成に向け、国民健康保険の定率国庫負担四〇%を五%程度削減し、財政調整交付金の枠の拡大と合わせて、都道府県に一部を肩代りさせる動きを強めています。

東京都の場合は、財政調整交付金の不交付団体となつていふことから、補助金の削減となります。昭和五十八年度予算による五%の影響額は、特別区百八十一億円、市町村五十億六千万円、国保組合三十二億三千万円と大きな負担増につながるといわれています。

同じ制度で運営している市町村国保の補助金削減が行われれば、国保組合も同様の措置がとられ、大幅な財政負担・保険料の負担増を強いられることになります。

つきましては、本陳情を採択の上、左記の事項について都議会ならびに国の関係機関に意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

- 一、国民健康保険に対する国庫補助は、現行水準を堅持すること。
- 二、建設国保組合に対する国庫補助は、定率四〇%を堅持するとともに、臨時調整補助金は現行水準を維持すること。
- 三、事務費負担金の保険料肩代わりを行わず、最低現行水準を確保すること。

昭和五十八年八月三十一日

陳情者

東京都青梅市河辺町六丁目二七番二号

全建総連東京土建一般労働組合

西多摩支部

執行委員長 木暮

龍彦

印

福生市議会議長

田村市郎

殿

陳情第五十八一六号

大幅減税要求に関する陳情書

(陳情の趣旨)

すでに昭和五十二年以来、六年間も所得税課税最低限が据え置かれており、減税見送りによつてこの間の実質増税額は、政府の試算でも所得税五兆円、住民税一兆円で合計六兆円に達すると報告されています。現在、夫婦子ども四人世帯の課税最低限は所得税百十六万円、住民税八十八万円で、東京都の生活保護基準百八十万三千円(生活扶助、教育扶助のみで)をはるかに下回るものとなつています。

このため所得税・住民税の減税要求は、全国民の強い要求になつています。

現在、政府税制調査会の所得税・住民税特別部会において減税問題が審議されています。内容は、①課税最低限の引き上げ ②累進税率の緩和 ③最高税率の引き下げと最低税率の引き上げなどとされていますが、最近の新聞報道によると、「年収六百万円以上の階層を重点に減税する」方向を固めたと言われ、これでは国民の減税要求を実現することはできないばかりか、最低税率の引き上げによつて低所得者にとつては増税になる危険さえあります。しかも所得税減税の財源確保のため、間接税の増税が検討されており、大型間接税の導入も計画されています。

政府・大蔵省は政府税調の審議待ちの姿勢をとつていますが、税調待ちでは増税と抱き合わせになる危険があります。

国民の強い減税要求を実現するために、高額所得者中心の減税でなく、課税最低限の大幅引き上げによる減税を行う必要があります。

貴議会がこの現状を理解され、本陳情を採択の上、次の事項について関係各方面に意見書を提出されるよう陳情します。

記

- 一、課税最低限の引き上げによる所得税、住民税の大幅減税を実施すること。
- 二、間接税の増税など、増税と抱き合わせの減税は行わないこと。

昭和五十八年八月三十一日

陳情者

青梅市河辺町六丁目二七番二号

全建総連東京土建一般労働組合

西多摩支部執行委員長

木 暮 龍 彦 印

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

大型間接税導入反対に関する陳情書

(陳情の趣旨)

政府・大蔵省は、「EC型付加価値税」を目標に、大型間接税の導入計画をすすめています。これは昭和五十四年に大平内閣が導入を計画し国民から拒否され、国会においても反対決議された一般消費税と同じものです。

大型間接税は、どのような名称、形式のものであれ、物価をつり上げ不況を促進し、低所得者ほど負担の重い、逆進的な最悪の大衆課税です。この税金はすべての商品の売買、サービスの提供による代金を支払うときに課税され最終消費者が負担する税金で、国民生活や中小業者の営業に重大な影響を及ぼします。

大型間接税は地方自治体の財政にも大きな影響を与えます。地方自治体の行う公共事業や購入する物品にはすべて大型間接税が課税され、その分だけ財政支出が膨張します。地方交付税と同じ割合で大型間接税による税收を配分したとしても、財政支出の膨張により実質的にはマイナスになるという試算もされています。

大型間接税を作らなくても、軍事費の削減、大企業・大資産家優遇の不公平税制の是正、大企業の隠し利益を吐き出させることによつて、所得税減税もできるし、財政再建は可能です。

昭和五十四年に一般消費税の導入が計画されたとき、東京では二十三特別区、二十二市

の自治体議会が反対決議をしました。これは最悪の大衆課税といわれる一般消費税の導入を中止させる上で大きな力となりました。

大型間接税導入の動きが活発になつて今日、貴議会において本陳情を採択の上、左記事項について関係各方面に意見書を提出されるよう陳情します。

一、EC型付加価値税、一般消費税などこれに類する一切の大型間接税の新設をしないこと。

二、大企業・大資産家の不公平税制を是正すること。

昭和五十八年八月三十一日

陳情者

青梅市河辺町六丁目二七番二号
全建総連東京土建一般労働組合
西多摩支部執行委員長

木 暮 龍 彦

㊦

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿